

山紫水明の郷・三次どぶろく特区

都道府県名：	広島県	
申請主体名：	三次市	
区域の範囲：	三次市の全域	
特区の概要：	<p>本市の農業は、従業者ベースで広島県の平均を大きく上回る構成比を占めているにもかかわらず、担い手の高齢化や大幅な減少により、その存続が危ぶまれる状況になりつつある。また、年間約 250 万人前後の観光客が来訪するが、観光産業による経済波及効果はそれほど大きくない。</p> <p>規制の特例措置を活用することにより、農家民宿・レストラン等で果実酒や濁酒を製造・提供することが可能となり、観光資源の魅力向上、都市住民等との交流促進、さらには農業振興や観光振興、地域の活性化を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	特定農業者による特定酒類の製造事業	



市中心部では江の川・西城川・馬洗川の3つの河川が交わる



中国山地を背にたわわに実る稲穂